



郡山地方広域消防組合から

危険物からの事故防止

ガソリン・灯油・軽油などから発生する可燃性蒸気は、静電気の火花などからでも引火し、ひとたび取り扱いを誤ると生命や財産を一瞬で奪ってしまうおそれがあります。

取り扱いには十分注意し、周囲での火気の使用は絶対にやめましょう。

【危険物安全週間】

6月8日⑧から6月14日⑨まで

「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」

☎消防本部予防課 ☎024-923-1850

☎町民生活課 ☎72-6933

お知らせ

行政相談

苦情・要望はまず相談

行政相談は、町民の皆さんの相談相手として行政サービス(国や県および市町村などの仕事)に関する苦情や要望、行政の仕組みなどの相談を受け付け、その問題解決のために助言などのお手伝いを行うものです。

【行政相談所】

◇日時：6月27日⑤午前10時から午後3時まで

◇場所：第3会議室(母子

健康センター内)

も無料で相談に応じ、行政

相談員の自宅でも受け付け

ができますので、お気軽に

ご相談ください。

また行政相談所を次のと

おり開設しますので、ぜひ

この機会にご利用ください。

健康センター内)

◇町の行政相談員：過足義

夫氏(浮金宇東50番

地 ☎73-2515)

森林の土地所有者となつた

方は届け出が必要です!

平成23年4月の森林法改

正により、平成24年4月以

降、森林の土地の所有者と

なつた方は、市町村長への

事後届け出が義務付けられ

ました。

◇届出対象者：個人・法人

を問わず、売買や相続な

どにより森林の土地を新

たに取得した方は、面積

に関わらず届け出をしな

ければなりません。

◇届出期間：土地の所有者

となつた日から90日以内

に、取得した土地のある

市町村長に届け出をして

ください。

☎農林振興課

☎72-16935

☎県中農林事務所森林林業

部

☎024-935-1370

中小企業・小規模事業の経

営者の皆さんへ

経営者の個人保証について

新たなルールができました

①事業活動に必要な資産は

法人所有とするなど法人

と個人の資産・経理が明

確に分離されている場合

などに個人保証が不要と

なること

②多額の個人保証を行って

いても、経営に行き詰ま

る前に、早めに事業再生

や廃業を決断した際に、

手元に一定の生活費など

が残ることや「華美でな

い」自宅に住み続けられ

ること

③保証債務の履行時に返済

しきれない債務残額は原

則として免除されること

などを定めた「経営者保証

に関するガイドライン」が、

中小企業庁・金融庁主導の

下策定されました。詳しく

はご相談ください。

☎北本部

☎022-716-1751

事業主の皆さんへ

労働保険年度更新のお知らせ

平成26年度の労働保険の

年度更新の申告期限は7月

10日⑩です。期限までに最

寄りの銀行、郵便局、労働

基準監督署、福島労働局で

手続きされますようお願い

します。

労働保険の年度更新は電

子申請を、労働保険料など

の納付は口座振替をご利用

ください。

☎福島労働局総務部労働保

険徴収室

☎024-536-4607

町税等納期

6/30月

町県民税 (1期)